「特許法施行規則の一部を改正する省令案」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

意見募集の際に寄せられました御意見・御質問に対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今回様式を新設する「営業秘密に関する申出書」それ自体も「裁定に係る書類」であり、営業秘密が含まれている場合は改正後の特許法第186条第１項第３号の申出を行うことが可能か。	御意見ありがとうございます。 今回新設されます、裁定に係る書類に関する「営業秘密に関する申出書」は、営業秘密が記載されている該当箇所（書類のページ数、段落等）がわかるような内容で提出いただくことを想定しております。 仮に「営業秘密に関する申出書」自体に営業秘密が含まれる場合は、改正後の特許法第186条第１項第３号の申出を行うことが可能です。
2	特許庁に対して行う手続が明確となる変更であり歓迎する。	本案の内容を支持する御意見と理解いたします。